

寝屋子の島留学制度実施要項

1 目 的

この制度は、鳥羽市立答志小学校・答志中学校に島外（市外）から入学又は転学を希望する児童・生徒（以下「児童」という）を島親が受け入れる里親留学、保護者と移住してくる家族留学、祖父母のもとで孫を預かる孫留学を実施し、豊かな自然の中で相互の教育効果の向上を図るとともに、教育の振興充実を期することを目的とする。

2 募集基準及び決定方法

この制度により受け入れる児童は次のとおりとし、受け入れ前に寝屋子の島留学実施委員会（以下、「実施委員会」という）が面談の上、決定する。

- (1) 地域の環境を理解し、就学を希望する児童。
- (2) 第二のふるさとを求め、答志島の大自然の中で豊かな思い出を作ろうとする児童。
- (3) 少人数教育でしっかり学び、学力を伸ばしたい児童。
- (4) 答志中学校区に通学したことがない児童。
- (5) 市外に住所を有する児童であって、家族留学及び孫留学は小学1年生から中学3年生まで、里親留学は小学4年生から中学2年生までとする。
- (6) 実施委員会が認めた場合。

3 期 間

この制度により受け入れる児童の期間は単年度とする。継続を希望する場合は、次年度に再度申し込みを行い決定するものとする。但し、継続は1年限りとする。

4 契約事項

この制度に適合し、受け入れを決定された保護者及び児童は、次の事項を実行する。

- (1) 鳥羽市立答志中学校区に住所を有すること。
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 里親留学及び孫留学の場合、実施委員会の立会いの下で保護者と島親又は祖父母と契約を締結する。家族留学の場合は、保護者と実施委員会が契約を締結する。
- (4) 夜具は、原則持参すること。
- (5) その他、必要な事項については島親と協議して決定する。

5 経 費

物価その他を考慮して、実施委員会が協議して決定する。当面は、次のとおりとする。

(1) 里親留学について

- ① 委託料は、月額6万円とする。内訳は、保護者が月額4万円、市助成金月額

2万円とし、それぞれ前月25日までに実施委員会に納入する。また、預り金として年度当初に保護者負担の1月分4万円を受領し、その預り金は最終月に充当するものとする。なお、市助成金の補助の期間は2年間までとする。

- ② 不慮の病気や怪我等により児童が帰省した場合は、20日以上を1か月とみなし、20日未満は日額計算（1日2,000円）とする。
- ③ 学校給食費、PTA会費は保護者負担とし、前月25日までに実施委員会に納入する。それを受けて島親は、学校及びPTA会計へ納入する。
- ④ 学校教材費や医療費、学用品費、衣料品費、通信費、遠足・旅行費、スポーツ少年団活動費、その他児童にかかる経費は、保護者負担とし、実施委員会に納入する。
- ⑤ 里親留学生にかかる傷害保険料は、実施委員会が2分の1、保護者が2分の1を負担する。

(2) 家族留学について

- ① 児童にかかる経費は、原則として保護者の自己負担とする。
- ② 留学支援補助として、第一子については、月額2万円、第二子以下については月額1万円を支給する。また、補助の期間は2年間までとする。

(3) 孫留学について

- ① 児童にかかる経費は、原則として保護者の自己負担とする。
- ② 留学支援補助として、1人につき月額1万円を支給する。また、補助の期間は2年間までとする。

6 家族留学、孫留学の補助対象について

- (1) 家族留学及び孫留学については、児童生徒が主たる生計者と同居する場合は補助対象とならず、実態として児童生徒と主たる生計者との同居ではないことを市が認めた場合に補助対象とする。

モデルケース	適用	考え方
父、母及び児童生徒が島で同居	補助対象外	主たる生計者と同居しているため。
父又は母が本土在住で、母又は父と児童生徒が島で同居	実態を確認し判断	本土で働いている親が主たる生計者であると認められる場合は対象。主たる生計者の源泉徴収票や医療保険の加入実態等により確認する。
父及び母が本土在住で、親類（祖父母、叔父叔母等）と児童生徒が島で同居	補助対象	主たる生計者との同居ではないため。

7 里親の委嘱及び義務

- (1) 島親は、この制度を理解し、積極的に支援する意思のある家庭の中から実施委員会が委嘱する。島親は保護者・学校とよく連携をとり、児童を家庭的に養育し、健やかな成長に向けて努力するものとする。
- (2) 児童の受け入れについては、1家庭、原則2人までとする。

- (3) 島親は、P T A 会員として、P T A 活動に積極的に参加すること。

8 家族留学、孫留学の保護者の義務

家族留学、孫留学において、保護者の義務は次のとおりとする。

- (1) 保護者は、留学児童の養育に責任を持つことはもとより、島民の一人として、地域住民と積極的にかかわるなど連携を深め、子どもたちの健全育成に努めること。
- (2) 保護者は、当該学校の P T A 会員となり、その取組みに責任を持つこと。

9 事故発生時の処理

児童に病気又は何らかの事故が発生した時の対応は、次のとおりとする。

- (1) 島親は、実情に応じ適切な処置をとること。
- (2) 島親は、速やかに保護者及び実施委員会事務局に連絡し、指示を受けること。
- (3) 家族留学、孫留学の場合は、保護者の責任において行うこと。

10 帰 省

- (1) 長期休業中や児童自身の事情により長期欠席する場合は、基本的に帰省するものとし、実家までの往復は、保護者若しくは保護者の委任を受けた者が引率して行うものとする。
- (2) 児童が、長期休業中に滞在しようとする場合は、保護者と島親が協議し決定する。なお、長期休業中における昼食代については、保護者は、日額 3 0 0 円を島親に支払うものとする。
- (3) 長期休業中以外に頻繁に帰省したり、週末に保護者が来島して共に生活するなど、離島留学の本来の趣旨を損なう行為をしない。

11 解 約

次の事項に該当する場合は、実施委員会の立会いの上で関係者が協議し解約することができる。

- (1) 児童の問題行動等により、島親（家族留学、孫留学の場合は保護者）として指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 委託料等の納入を怠ったとき。
- (3) 児童が病気や事故等により、長期間就学が困難であると判断されたとき。
- (4) 家庭の事情等で解約希望が生じたとき。
- (5) 申込書若しくは契約書等に虚偽があるとき又は契約違反が生じたとき
- (6) 家族留学、孫留学において、保護者が P T A 会員及び校区民としてその責務を果たさず、学校や地域住民に多大な迷惑をかけたとき。

12 その他

この要項に定めるもののほかは、別紙「寝屋子の島留学制度実施要項（細則）」のとおりとする。本要項並びに細則に定められていない事案が発生した場合は、保護者、島親、実施委員会が協議して善処解決を図るものとする。

附則

この要項は、平成30年2月26日から適用する。

この要項は、平成30年9月26日から適用する。

この要項は、平成31年3月20日から適用する。

寝屋子の島留学制度実施要項（細則）

1 送り迎えについて

- ・送り迎えについては、1週間以上前に、期日や船便を里親に伝える。

2 島外への外出について

- ・長期休業中以外に留学生のみで、島外への外出は認めない。保護者と外出する場合は、島親に連絡する。

3 連絡の取り方について

- ・学校生活に関することは、学校や担任へ連絡をとってもよいが、日常生活や家庭生活に関する場合は、島親又は実施委員会事務局に連絡する。

4 食事について

- ・食事については、アレルギー対応以外は島親に任せる。

5 島親について

- ・保護者は、島親を希望することはできない。また、島親も預かる児童を希望することはできない。実施委員会（選考委員部会）に全て一任する。

6 家族留学について

- ・答志島出身者は親族と別棟で別生計を営むこととする。

7 継続しない場合の連絡について

- ・留学の継続を希望しない場合は、留学生募集期限までに、保護者が実施委員会に連絡する。

8 毎月の学校集金について

- ・学校集金(学年集金、学校給食費、PTA会費)については、月額7,000円を委託料とともに毎月納入する。(8月は除く)なお、学校集金については、学期末毎に保護者へ報告を行うとともに、3月に清算をする。

附則

この要項（細則）は、平成30年2月26日から適用する。

この要項（細則）は、平成30年9月26日から適用する。

この要項（細則）は、平成31年3月20日から適用する。